

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		栃木市勤労者総合福祉センター使用料の還付
根拠法令等及び条項		栃木市勤労者総合福祉センター条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市勤労者総合福祉センター条例第10条、栃木市勤労者総合福祉センター条例施行規則第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市勤労者総合福祉センター条例抜粋 (使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>栃木市勤労者総合福祉センター条例施行規則抜粋 (使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合の基準は、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用者が利用予定日2日前までに利用の取消しを申し出たとき。</p>	